

## 2-2 史跡の概要

### (1) 発掘調査の概要

発掘調査において、大宰府政庁を中心とし、その周辺に広がる官衙跡は、「大宰府政庁周辺官衙跡」の総称で呼ばれます。その範囲は、調査成果に基づき、周辺の小字名等を用いて、政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区、そして日吉地区、政庁前面広場地区、不丁地区、大楠地区、広丸地区に分けられています。

本計画対象範囲の政庁地区に係る政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区、そして客館地区を加えて、発掘調査の成果を概観します。

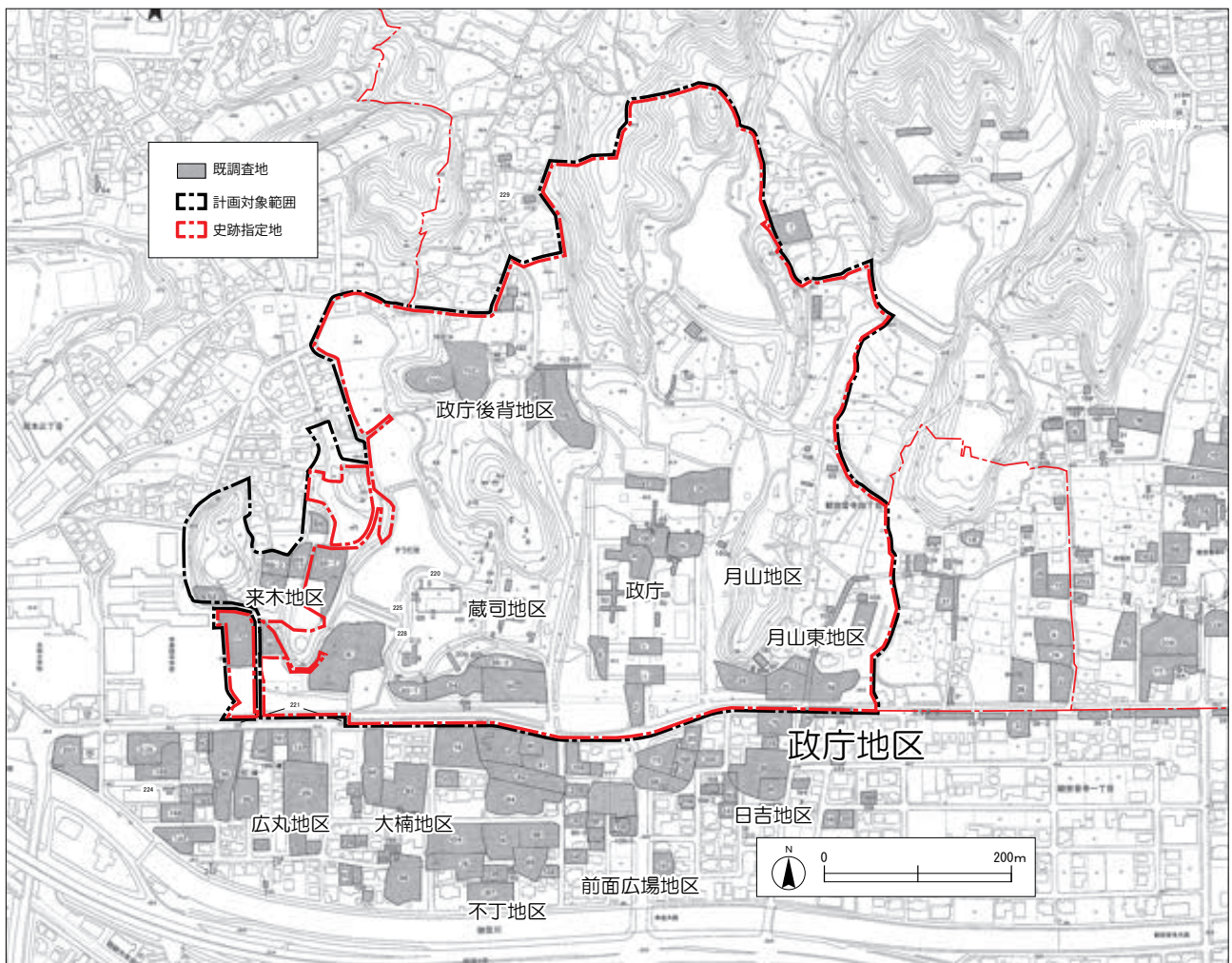


図2-25：大宰府政庁周辺官衙跡の発掘調査箇所と地区分け／九州歴史資料館資料

なお、政庁前面域の県道以南から御笠川にかけては、「不丁」という小字の存在から、遺構の存在が予測されていたところです。昭和54（1979）年から太宰府町が進めた土地区画整理事業に伴う発掘調査では、当時、太宰府町の体制が整っていなかったため、九州歴史資料館が担当しました。発掘調査の結果、大規模な官衙と考えられる建物群や柵、地域を区切る南北溝等が発掘されました。これらの遺構は、大宰府に関係する役所跡と考えられています。

## 1) 政庁地区

### ①政庁の調査

本史跡の中心である政庁跡の発掘調査は、昭和43(1968)年に福岡県教育委員会によって始められました。昭和47(1972)年に九州歴史資料館が設置されると、同館が発掘調査を行うことになりました。以後、本史跡の調査は大宰府史跡調査研究指導委員会の指導に基づき、年次計画に従って実施してきました。政庁跡の調査は、補足調査を含め、これまで計11回行われています。昭和43(1968)年から10年に及ぶ発掘調査により、政庁は遺構の重複関係からⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に時期区分が出来ることがわかりました。

大宰府史跡発掘調査開始から30年が経つ平成10(1998)年には正殿跡の調査が行われ、<sup>せいでんあと</sup>南門・中門跡なんもん ちゅうもんと同様に正殿跡においても3段階の遺構変遷が確認されました。さらに、正殿の整地土や建物の切り合い関係から、Ⅰ期の遺構については、古段階、新段階、Ⅱ期造成段階の3時期があると想定されています。ただし、時期を決定できる遺物が少ないことや土器編年の限界もあり、この3時期区分の具体的な年代については、研究者によって多少意見が分かれています。Ⅱ期、すなわち政庁完成を8世紀初頭とする点では、意見はほぼまとまっています。

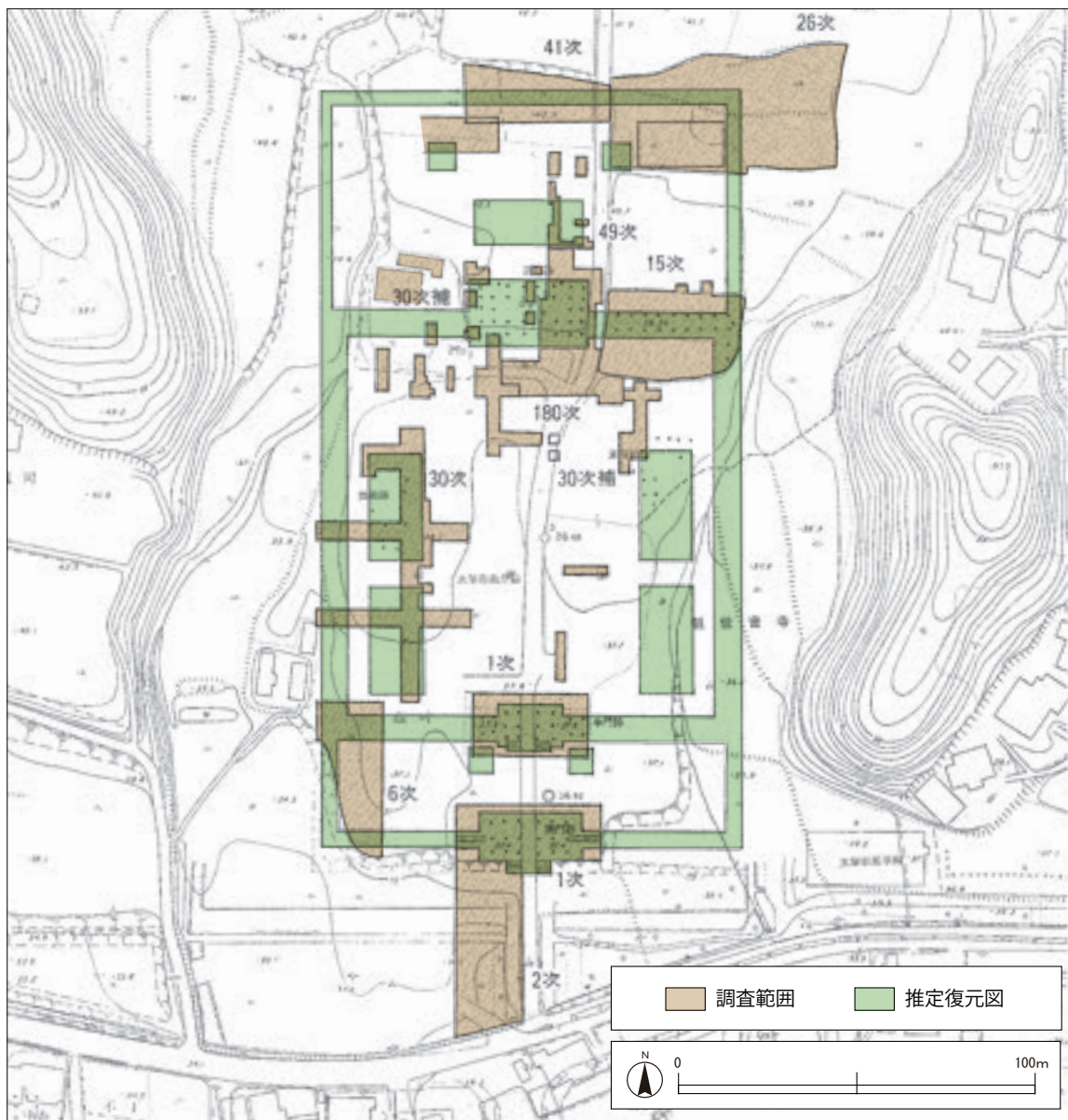


図2-26：政庁跡の調査箇所／九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002 一部加筆

### <第1次・1次補足調査>

調査目的は、南門・中門と正殿を通して政庁の軸線を確認し、今後の調査の基準線を決めることでした。南門は建物焼失後、当初（政庁Ⅱ期）の基壇<sup>きだん</sup>を拡幅する形で、Ⅲ期の基壇が造られていました。門の規模はⅡ・Ⅲ期同じです。南門には基壇幅4.4mの築地<sup>ついで</sup>がとりつきます。

中門では、3時期にわたる遺構が検出され、今後の大宰府史跡の調査の方向性を決定した重要な調査となりました。中門前面に階段を確認しています。中門の南側両脇で、衛門舎<sup>えもんしゃ</sup>と想定される建物が2棟、左右対称に検出されています。南門・中門それぞれでⅡ期の門造営に伴う鎮壇具<sup>ちんだんぐ</sup>が検出されています。

- 調査箇所 南門及び中門
- 調査期間 1次調査：昭和43（1968）年12月3日～昭和44（1969）年12月27日  
補足調査：昭和50（1975）年10月22日～同年11月5日
- 調査面積 1,480㎡（うち補足調査面積は80㎡）

### <第2次調査>

南門の南側前面の調査です。調査の結果、南門の東端部を破壊して西側に流れる大きな自然流路としがらみが検出されましたが、想定していた外濠は確認できませんでした。

- 調査箇所 南門前面
- 調査期間 昭和44（1969）年8月6日～昭和45（1970）年8月15日
- 調査面積 1,265㎡

### <第6次調査>

政庁南西側の回廊前面築地及びその接続部分の調査です。南面回廊は政庁中軸線から西へ約55m付近で北へ折れること、3時期の回廊遺構が存在することが確認されました。回廊上には建て替えに伴う<sup>ちゆうぞう</sup>鑄造遺構があり、回廊前面の整地層中から鑄造製品に関する遺物が出土していることから、この場所で鑄造製品の生産が行われていることがわかりました。

- 調査箇所 回廊西南隅部
- 調査期間 昭和45（1970）年8月17日～同年12月27日
- 調査面積 550㎡

### <第15次調査>

正殿建物と北回廊との接続状況の確認及び政庁の東側の範囲を確認するために行われた調査です。調査により、正殿に接続する北面回廊及びこれに直行して南へ延びる東面回廊、北面回廊に接続して北側に延びる東面築地が検出されました。回廊は2時期（Ⅱ・Ⅲ期）確認されていますが、Ⅱ期の礎石は殆ど残っていませんでした。

- 調査箇所 回廊東北隅部
- 調査期間 昭和46（1971）年9月17日～昭和47（1972）年9月4日
- 調査面積 1,000㎡

### <第26次調査>

正殿後方の諸施設についての調査です。15次調査の築地の延長を確認し、政庁の北側の範囲が確定できました。東面築地の近くで、建て替えが認められる礎石建物が検出され、その近くで、

Ⅲ期の礎石建物が検出されています。土坑から930点の木簡及びその削り屑が出土し、政庁内から検出された唯一の木簡出土遺構として非常に重要です。

- 調査箇所 後背築地東北隅部
- 調査期間 昭和48(1973)年4月1日～同年11月19日
- 調査面積 1,800㎡

#### <第30次・30次補足調査>

脇殿の規模・配置等を明確にするために行った調査です。南北に並ぶ埴積の基壇建物が2棟検出されました。また、西脇殿の東側に玉砂利遺構が検出され、補足調査の結果、東西両脇殿及び正殿・中門に囲まれた回廊内中央部には、ほぼ全面に渡って玉石が敷かれていたことが判明しています。

- 調査箇所 東西両脇殿及び前庭部
- 調査期間 30次調査：昭和48(1973)年11月19日～昭和49(1974)年4月2日  
補足調査：昭和49(1974)年9月9日～同年12月16日
- 調査面積 1,930㎡(うち補足調査面積は540㎡)

#### <第41次調査>

正殿後方の北門遺構の検出を目的に行った調査です。北面築地が検出されましたが、北門の遺構は検出されませんでした。石列や基壇の状況から、基壇の張り出しを持たない脇門的な門だった可能性が指摘されています。

- 調査箇所 北門
- 調査期間 昭和51(1976)年4月27日～同年8月10日
- 調査面積 350㎡

#### <第49次調査>

後殿の位置及び規模を把握し、さらに正殿の基壇化粧を明らかにすることを目的に行われた調査です。正殿の北側に、後殿と考えられる7間×3間の礎石建物を検出しました。正殿の北側の基壇の高さは約0.9mを測り、基壇化粧は地覆石が残存しており、3基の階段のうち、中央と東側の2基が検出されました。

- 調査箇所 正殿及び後殿
- 調査期間 昭和52(1977)年5月11日～30日
- 調査面積 75㎡

#### <第180次調査>

正殿の過去の調査検証作業を行い、正殿の規模や構造及び変遷を明らかにすることを目的に行った調査です。南側と東側の礎石は原位置を保っていないことがわかりました。正殿の建て替えは、2時期(Ⅱ、Ⅲ期)にわたり政庁内のほかの建物と同様の変遷を辿ることが判明しています。またその下層から掘立柱建物、柵、溝、暗渠等が検出され、Ⅰ期の遺構については3時期があると想定されています。

- 調査箇所 正殿
- 調査期間 平成9(1997)年12月3日～平成12(2000)年2月4日
- 調査面積 1,800㎡

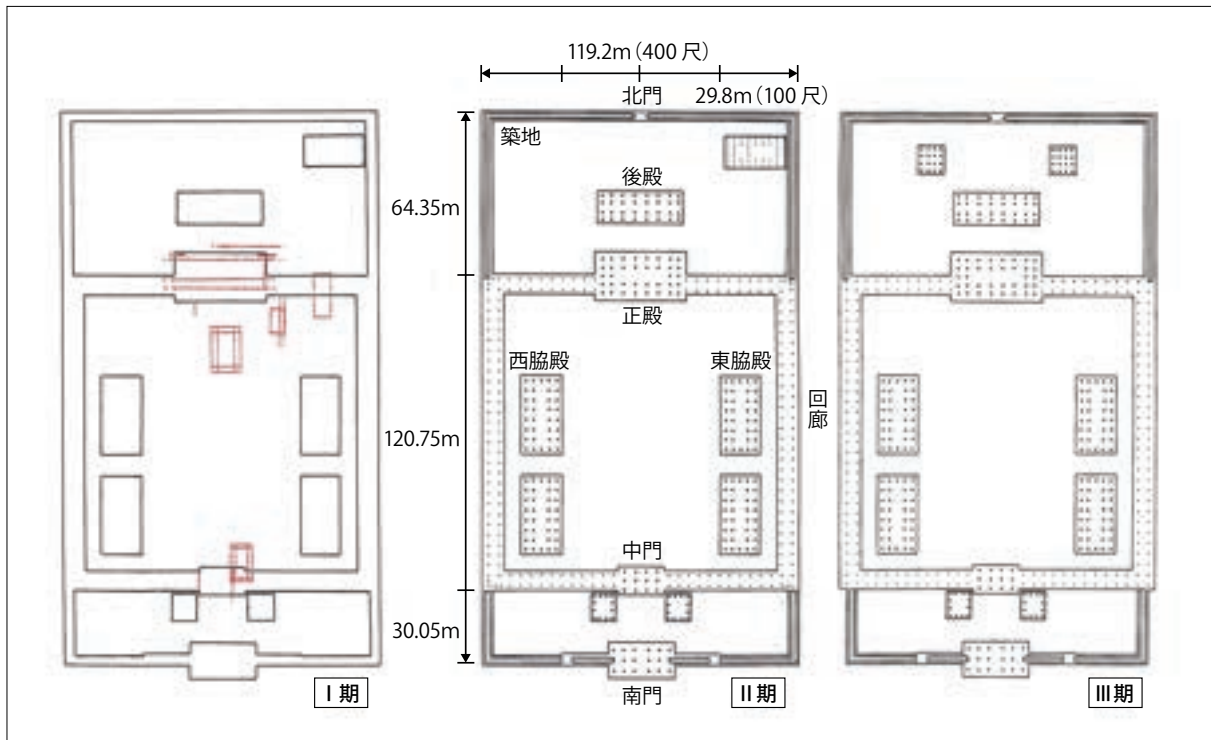


図2-27：政庁跡の変遷／九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002 一部加筆

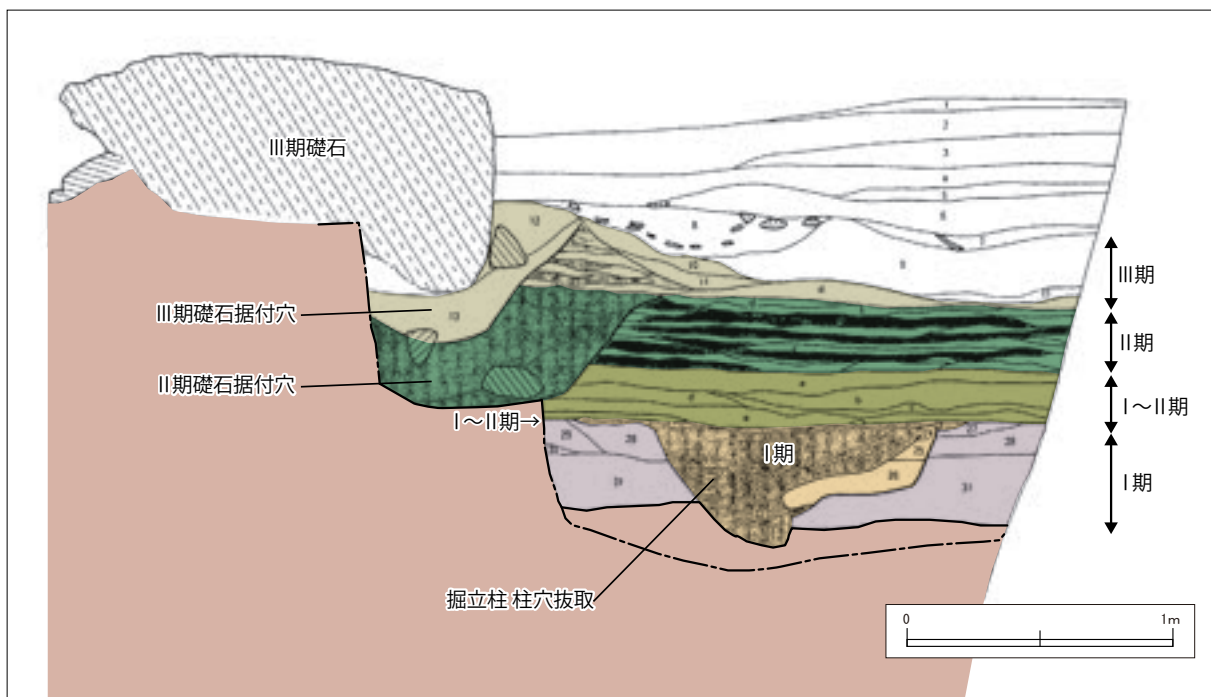


図2-28：礎石周辺の土層にみる政庁跡Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期の遺構の位置関係／九州歴史資料館『大宰府史跡』平成10年度発掘調査概報 平成11年 1999 一部加筆

## ②蔵司地区

政庁跡の西側を小字名から蔵司地区と呼称しています。江戸時代から蔵司地区の丘陵に礎石があるのは知られており、文政3(1820)年の「礎石改め図」に礎石の並びが記入されています。蔵司地区には丘陵部と南に面する平地部があります。

平地部は九州歴史資料館により昭和45（1970）年～昭和54（1979）年にかけて、大宰府史跡第4,54,60,65-1,65-2次調査を実施し、条坊四条路に沿う二条の東西築地SA1400とSA1410とその側溝と暗渠、礎石建物SB1500,1565やSB1560などの掘立柱建物群、井戸などの遺構が見つかり、丘陵西側では「大伴部」の表記のある7世紀後半から8世紀初頭頃の木簡が出土しています。また、円面硯や風字硯、転用硯など一定量が出土し、事務機能を持つ官衙があったと考えられるほか、唐三彩陶枕などの希少遺物が出土した一方で、漆壺や鍛冶、鑄造関連遺物、鉄鏃、甲冑の小札などもあることから、一時期には金属ほかの蔵司管轄下の工房があったと考えられます。

丘陵部では対象地の公有化が完了したことをうけ、九州歴史資料館により平成21（2009）年～令和4（2022）年にかけて第205次調査のほか、全13回の調査が行われました。7世紀後半から12世紀前半に至る古代の官衙施設が確認され、大型の礎石建物を中心としたIV期にわたる大宰府の正倉としての施設の変遷が明らかになりました。

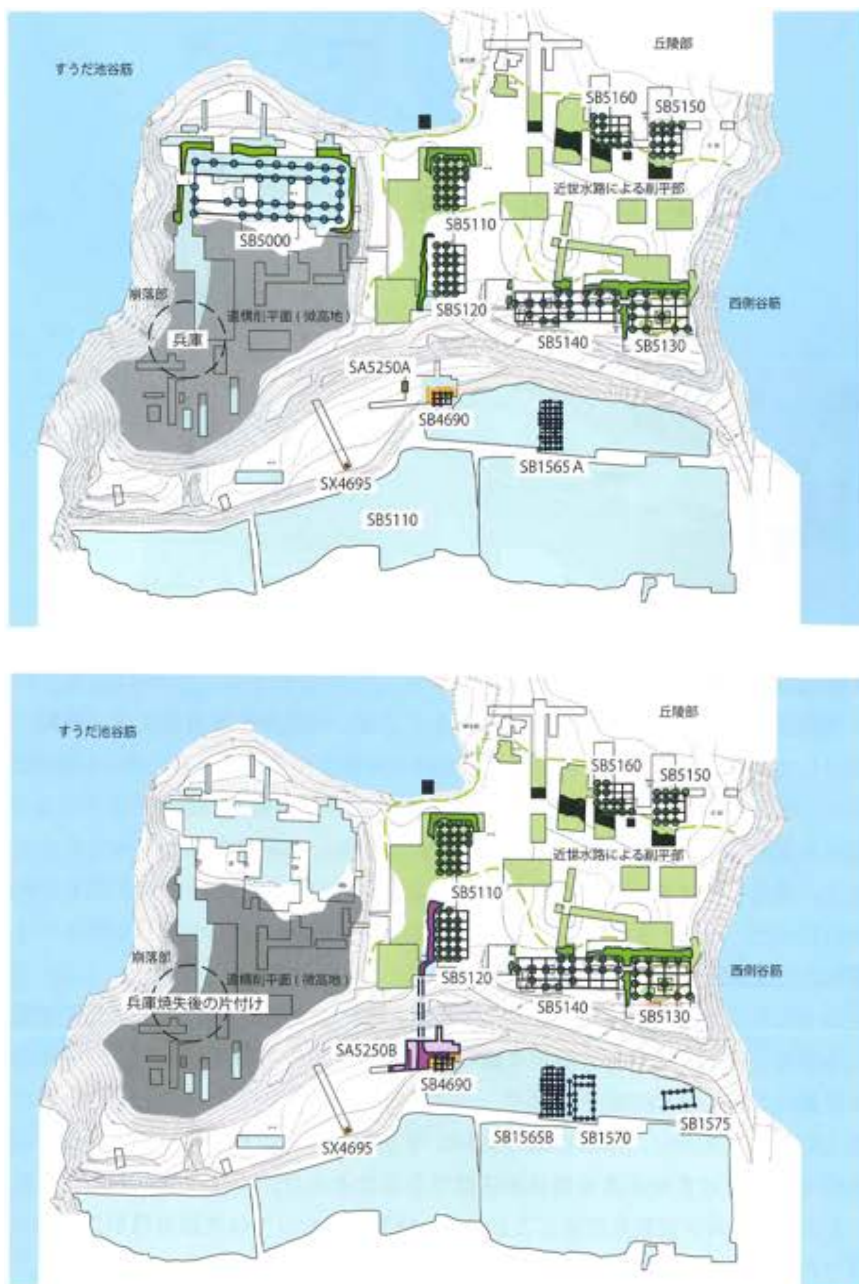


図2-29：蔵司地区の建物配置／九州歴史資料館資料  
 (上図：9世紀中頃～10世紀前半(政庁Ⅱ期) 下図：10世紀中頃～11世紀(政庁Ⅲ期))

蔵司地区には丘陵部と南に面する平地部があり、丘陵部北西側に大型礎石建物SB5000が政庁Ⅱ期にあたる8世紀前半に成立しています。丘陵部はこの頃から兵庫として整備され、8世紀後半には大型礎石建物SB5000の東側にコ字配列で総柱の礎石建物群が配され、本格的に蔵司としての蔵が建ち並ぶ様相が成立しました。しかし、政庁Ⅱ期末にあたる10世紀頃に、丘陵部北西側にあった兵庫が焼失しました。

他方、丘陵部北東側の総柱の礎石建物の倉庫群は焼けずに、政庁Ⅲ期にあたる11世紀頃まで継続して使用されました。また、未調査ですが丘陵西裾部には遺物の散布状況から10世紀頃の瓦窯がある可能性があります。

### ③月山地区・月山東地区

政庁跡の東側の丘陵が月山と呼ばれていることから、この周辺を月山地区と呼称しています。月山地区は令和5(2023)年7月の集中豪雨で東側の法面が崩落し、復旧工事に伴って丘陵頂部の一部を確認調査を行いました。遺構や遺物は確認されていません。

月山の東側を月山東地区と呼称しています。現在までに第31次調査のほか、全10回の調査が行われています。遺構は掘立柱建物9棟、柵6条が検出されており、官衙が展開していたと考えられています。出土遺物の年代からは、この地区の遺構は政庁Ⅱ期になって利用が開始され、11世紀前後に廃絶しています。遺構のうち、柵で囲まれた部分が大伴旅人邸の比定地の一つになっています。

### ④来木地区

蔵司地区の西側に位置します。第19次調査のほか、全5回の調査が行われています。政庁Ⅰ期段階の遺構もありますが、主な遺構の年代は8世紀前半から中頃で大宰府政庁第Ⅱ期にあたります。遺構の種類から金属工房が集中して存在していた可能性が指摘されています。大宰府の官衙や寺院に瓦を供給した官窯としての瓦窯<sup>かわらがま</sup>も展開しています。金属関連の役所としては、史料上「匠司<sup>たくみのつかさ</sup>」、「修理器仗所<sup>きじょうしよ</sup>」があり、この地区に想定する意見があります。

### ⑤政庁後背地区

政庁の西北側、政庁を一望できる小高い丘状地形に位置します。昭和61(1986)年～昭和62(1987)年に坂本八幡宮の南西部にあたる第100次調査のほか、全3回の調査が行われました。遺構の大まかな変遷としては、7世紀後半代から掘立柱建物群が確認できます。また土馬を用いた地鎮遺構<sup>じちん</sup>も見つかっています。建物群は8世紀前半代から9世紀前半代にかけて継続し、その後、最終的には11世紀前半代には主要施設は廃絶したものと考えられています。調査面積が狭小であることもあり、この地区の全体的な概要は不明ですが、官衙的施設の存在が推測されています。調査は行われていませんが、坂本八幡宮周辺が大伴旅人邸の比定地の一つになっています。

※以上の調査次数は、大宰府史跡。

## 2) 客館地区

当該地では発掘調査の結果、古代都市・大宰府条坊内に置かれた古代外交の迎賓施設である客館跡が検出されました。8世紀中頃から9世紀前半頃にかけて機能したとみられ、大宰府政庁の建物(脇殿)に匹敵する大型南北棟群を中心に関連施設が配置され、一帯からは佐波理・漆

器・奈良三彩・唐代の白磁・青磁といった高級品が集中的に使用されたことが確認されました。出土した仕丁・労役とみられる日数を記した歴名木簡からも、ここが大宰府に係わる施設ということがうかがわれます。また条坊区画も良好に遺存しており、7世紀末頃から8世紀前半には条坊道路・区画溝が存在し、その後11世紀後半の廃絶期まで条坊区画の位置が変わらなかったことが検証されました。

※以下の調査次数は大宰府条坊跡。調査主体は大宰府市教育委員会。

#### <第 168 次調査>

- 調査期間 平成7(1995)年6月～平成8(1996)年1月
- 調査面積 1,603㎡

#### <第 236-1 次・236-2 次調査>

- 調査期間 平成16(2004)年4月～平成17(2005)年6月
- 調査面積 約5,000㎡

#### <第 251 次調査>

- 調査期間 平成17(2005)年6月～同年11月
- 調査面積 2,351㎡

#### <第 255 次調査>

- 調査期間 平成17(2005)年12月～平成18(2006)年3月
- 調査面積 1,213㎡

#### <第 257 次調査>

- 調査期間 平成18(2006)年3月～平成19(2007)年1月
- 調査面積 1,805㎡

#### <第 267 次調査>

- 調査期間 平成19(2007)年2月～平成20(2008)年9月
- 調査面積 2,310㎡

#### <第 275 次調査>

- 調査期間 平成20(2008)年8月～平成21(2009)年6月
- 調査面積 1,600㎡

#### <第 277 次調査>

- 調査期間 平成20(2008)年9月～平成24(2012)年3月
- 調査面積 1,558㎡

#### <第 285 次調査>

- 調査期間 平成22(2010)年10月～平成24(2012)年3月
- 調査面積 1,890㎡

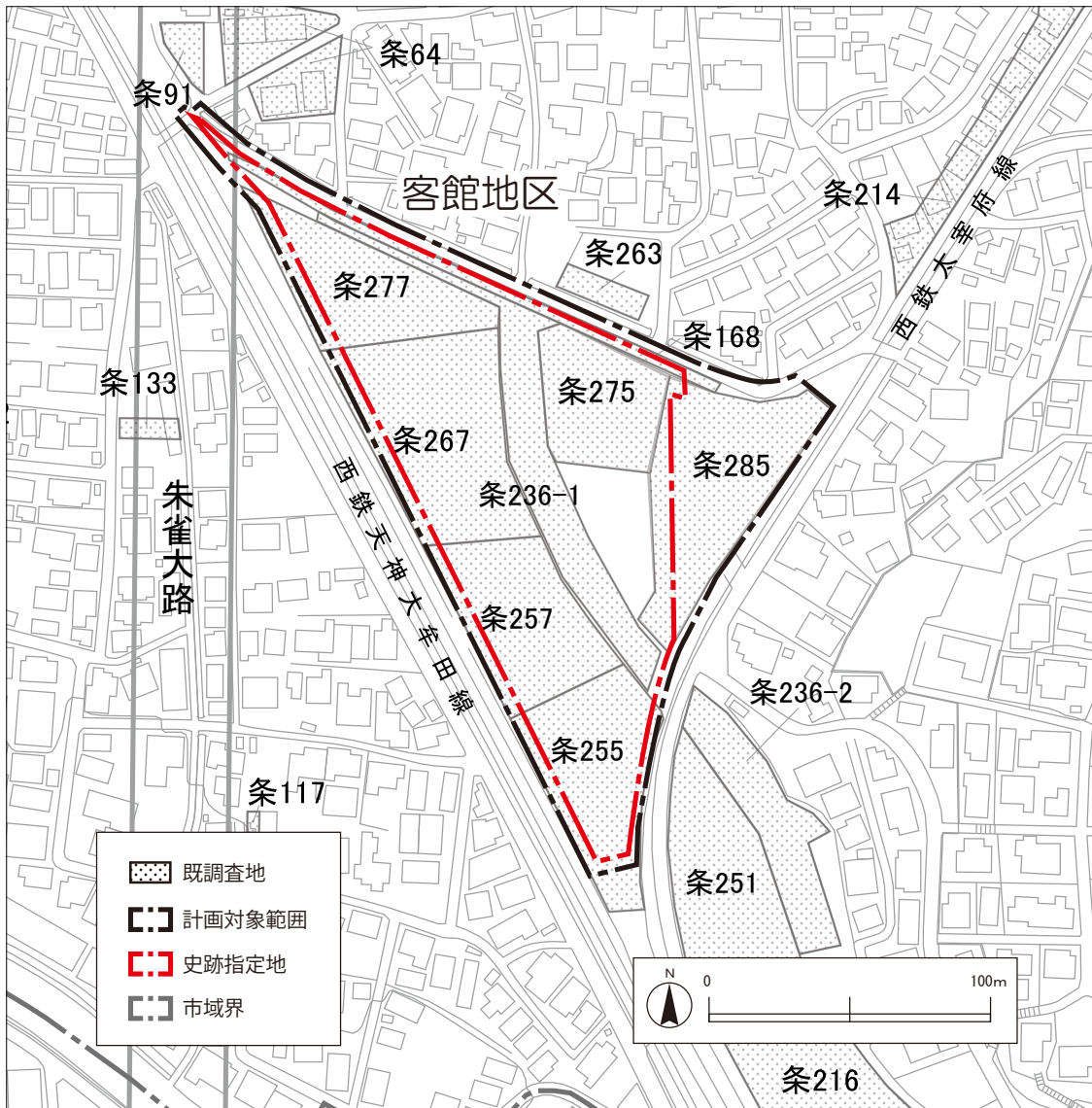


図2-30：客館跡とその周辺の発掘調査箇所／太宰府市教育委員会資料

### 3) 発掘調査に基づく大宰府跡の建物配置

政庁地区は、発掘調査に関して、大きく6地区(政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区)に分けられます。

政庁については、礎石建物が建てられ、その礎石等の重複関係からⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に時期区分ができることが明らかとなっています。

月山東地区、蔵司地区、政庁後背地区、来木地区にも建物が建てられていたことが明らかとなっています。なお、建物の多くは、蔵司地区や来木地区の一部を除いて、掘立柱建物であることが分かっています。

蔵司地区では政庁Ⅱ期に大型の礎石建物が丘陵部北西側に建てられていました。兵庫が焼失した後も政庁Ⅲ期にあたる時期まで礎石建物の倉庫群が存在していました。

月山東地区では政庁Ⅱ期にあたる時期に掘立柱建物が建てられたことが分かっています。

また、蔵司地区には築地が並行して建てられていたことが明らかとなっており、蔵司地区方面と月山東地区方面とを結ぶ四条路が政庁前に通っていたと考えられています。

客館地区では、大型で格式の高い構造をもつ奈良時代の大型掘立柱建物2棟が見つかってい

ます。その後、平安時代には礎石建物に替わったようです。そのほか、倉庫と考えられる小規模な建物があったことが明らかとなっています。

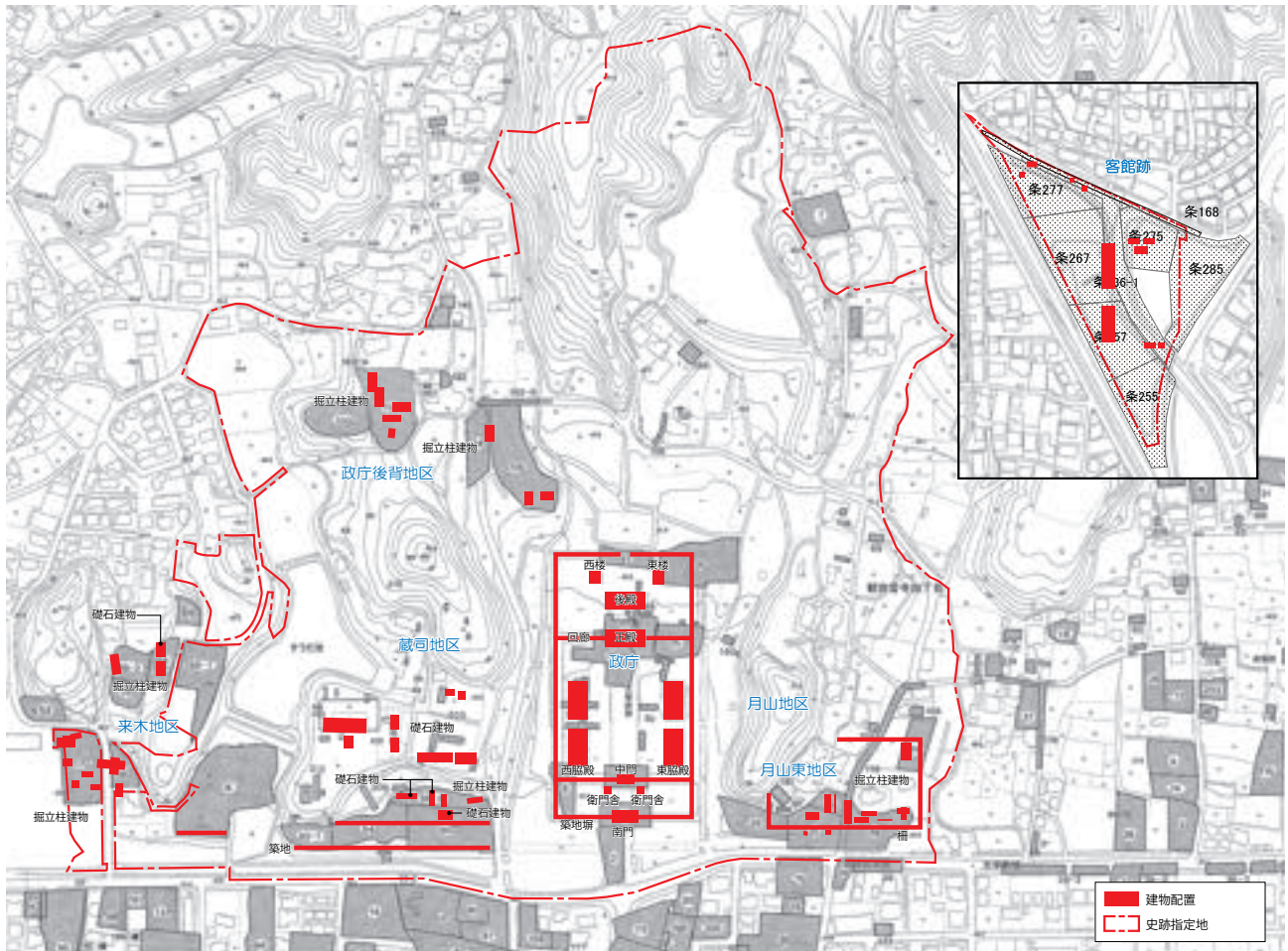


図2-31：発掘調査に基づく大宰府跡の建物配置／太宰府市教育委員会資料、一部加工

## (2) 指定の概要

明治30(1897)年以降、全国で近代化、資本主義化による土地開発が盛んに行われるようになり、それに伴い土地に根付く文化財の毀損行為が目立つようになりました。そのため大正8(1919)年4月10日に「史蹟名勝天然紀念物保存法／法律第44号」が制定されました。礎石が地上に露出していた本史跡は、早くから保護すべき対象と認められ、建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に、大正10(1921)年3月3日に同法に基づき史跡に指定されました。また、戦後、昭和25(1950)年5月30日に「文化財保護法／法律第214号」が制定され、昭和28(1953)年3月31日には、同法に基づき特別史跡に指定されました。

政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定されたのは昭和45(1970)年9月21日です。その後も蔵司西側地域や来木地区の一部が追加指定され、大宰府政庁跡の南約1kmに位置する客館跡が追加指定されたのが平成26(2014)年10月6日です。平成27(2015)年以降は来木地区で追加指定が行われています。

以下、国の官報告示等を踏まえ、指定名称、指定年月日、指定要件等を整理します。

## 1) 指定名称

大宰府跡

## 2) 所在地

福岡県太宰府市観世音寺三丁目、四丁目、大字観世音寺、坂本三丁目、大字坂本、朱雀三丁目

## 3) 指定面積

335,508.31 m<sup>2</sup> (令和7 (2025) 年3月10日現在)

## 4) 指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26(1951)年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部 二による。

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

## 5) 指定理由

古代、大陸・半島との外交・防衛を掌るとともに、九州(西海道)諸国の行政を統轄した役所の跡。我が国古代の政治・外交を知る上で貴重。

## 6) 管理団体

文化財保護法第113条第1項の規定による史跡を管理すべき地方公共団体として、本市が指定されています。

本市は、管理団体として、史跡を保存管理するために必要な施設(標識、解説サイン、注意札、境界標、覆屋、囲い柵等)の設置、管理・保護行為(除草、清掃、見廻り等)、災害等によって毀損している場合の復旧措置や毀損の拡大を防止するための応急措置などに取り組んでいます。

また、史跡指定地の管理、活用、公開について、本市は公益財団法人古都大宰府保存協会(以下、保存協会)に業務を委託しています。

## 7) 指定年月日

本史跡は、大正10(1921)年「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき史跡指定を受けています。昭和28(1953)年には「文化財保護法」に基づき特別史跡に指定され、その後、計8回の追加指定を受け、現在に至っています。

表2-4：指定年月日と官報告示

大正10(1921)年	3月3日	史跡指定(内務省告示第三十八号) ※建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に史跡指定
昭和28(1953)年	3月31日	特別史跡指定(文化財保護委員会告示第十七号)
昭和45(1970)年	9月21日	追加指定(文部省告示第二百七十四号) ※政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定
昭和49(1974)年	6月25日	追加指定(文部省告示第二百十号) ※蔵司西側地域が追加指定
平成21(2009)年	2月12日	追加指定(文部科学省告示第八号) ※来木地区の一部が追加指定

平成26(2014)年	3月18日	追加指定(文部科学省告示第三十三号) ※来木地区の一部が追加指定
平成26(2014)年	10月6日	追加指定(文部科学省告示第百三十九号) ※客館跡が追加指定
平成27(2015)年	3月10日	追加指定(文部科学省告示第四十一号) ※来木地区の一部が追加指定
平成30(2018)年	2月13日	追加指定(文部科学省告示) ※来木地区の一部が追加指定
令和3(2021)年	3月23日	追加指定(文部科学省告示) ※来木地区の一部が追加指定

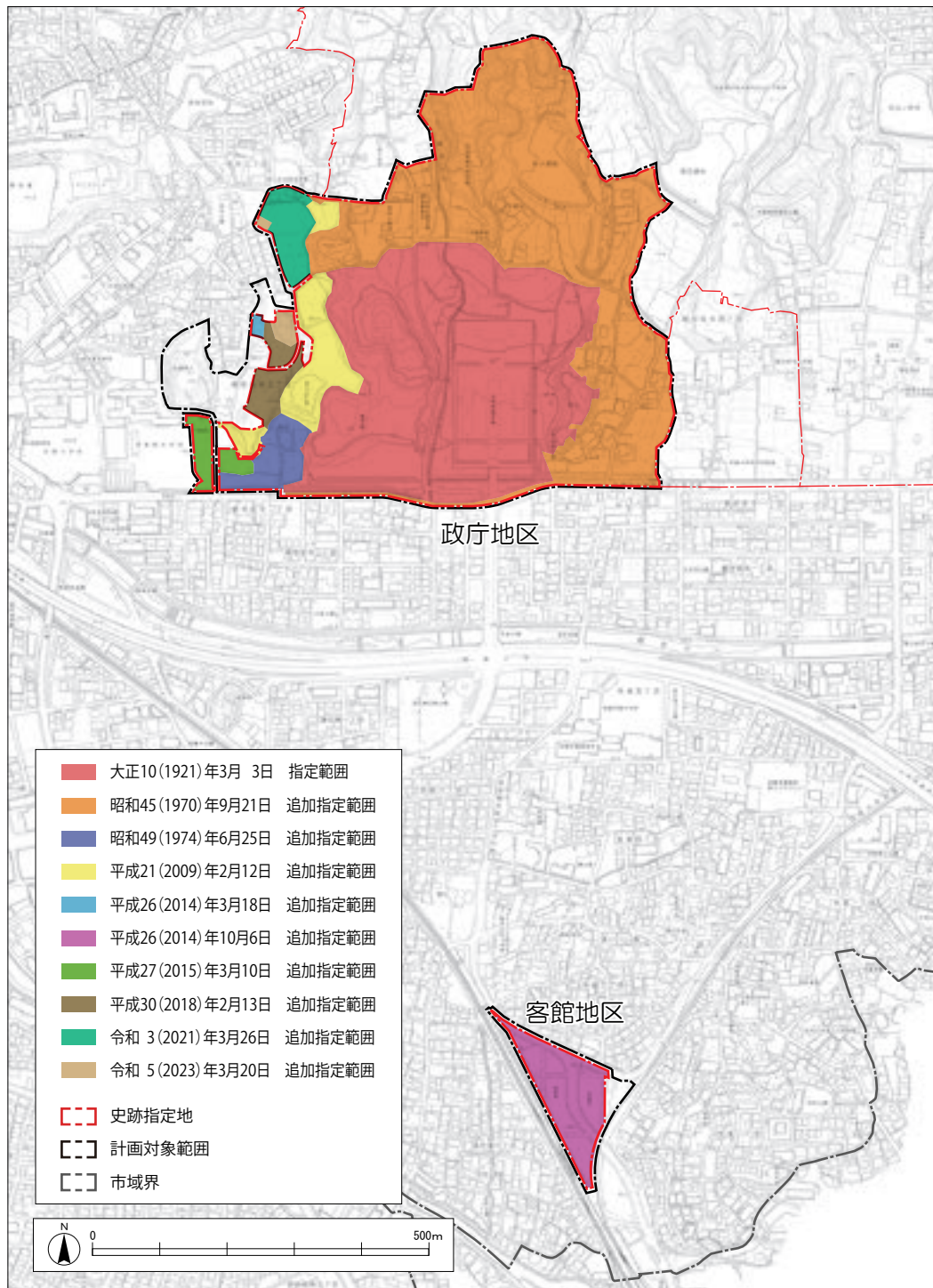


図2-32：指定範囲の経緯／市資料

### (3) 公有化状況

公有化は、昭和40(1965)年代初め～昭和46(1971)年頃をピークに行いました。その後縮小化し、平成9(1997)年度から再度、一定規模の公有化が続いています。

政庁地区の未公有地は、北側の一部に山林が残されていますが、多くは住宅の敷地や農地、社寺等です。

客館地区の公有化は完了しています。

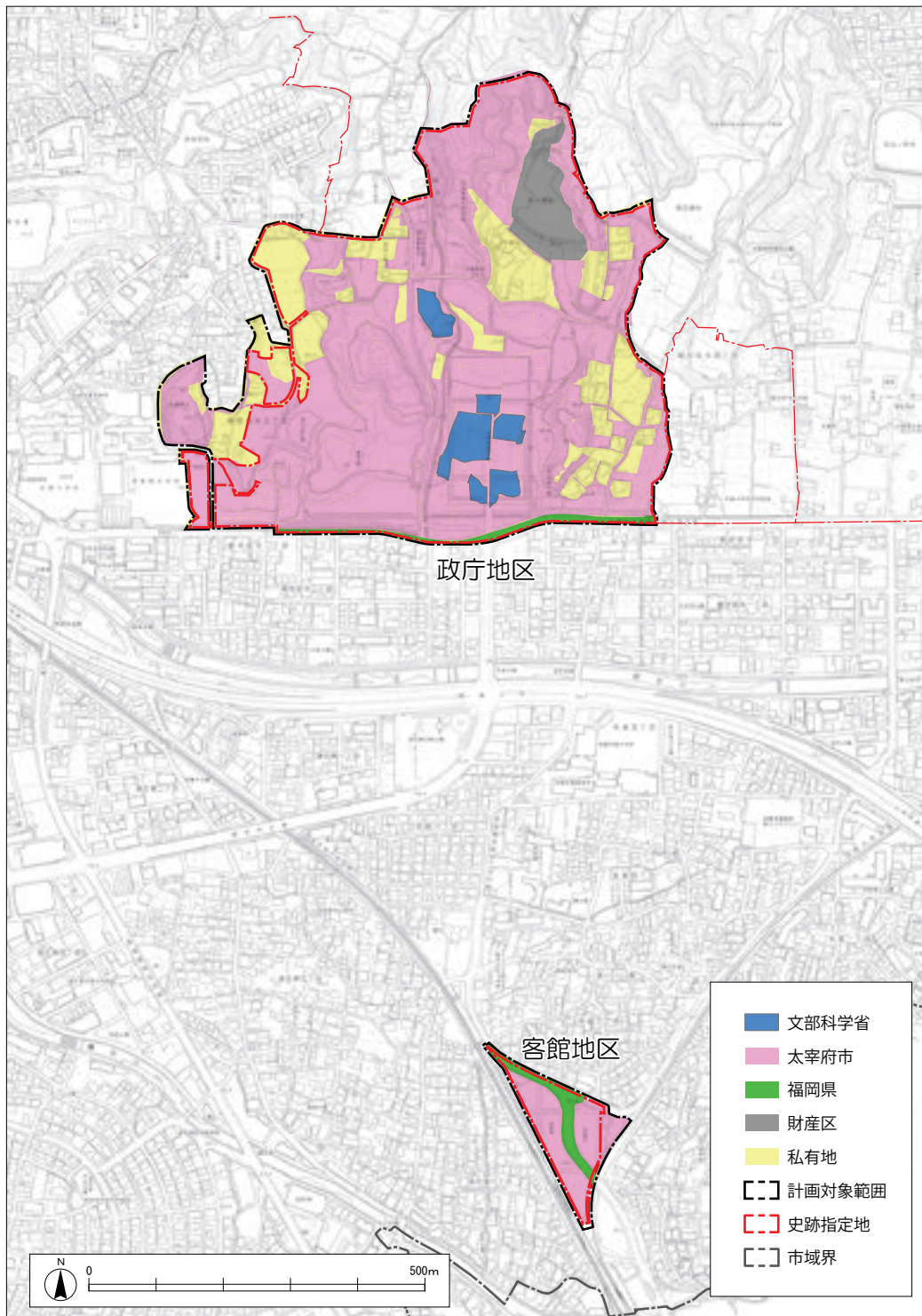


図2-33：土地の所有関係／市資料

## 2-3 史跡整備の経緯と現状

### (1) 経緯

#### 1) 水城村や太宰府町による整備

昭和25(1950)年、国からの費用補助を受け、水城村が史跡指定地の整備を行っています。この整備事業は3カ年、昭和25(1950)年～昭和27(1952)年にかけて、政庁跡から蔵司、月山(辰山、築山)へ通じる道路新設、県道から坂本集落へ通じる農道の新設が行われています。

昭和41(1966)年からは、太宰府町が整備主体となって、張芝、植栽、解説サインの設置等を行っています。

#### 2) 福岡県による整備

県が本史跡の整備に取り組んだのは、昭和47(1972)年度～昭和58(1983)年度です。昭和45(1970)年に示された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』を踏まえ、史跡整備の推進を目的に『大宰府歴史公園基本構想/昭和47(1972)年』、『大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画/昭和48(1973)年』、『大宰府歴史公園整備後期5ヶ年計画/昭和53(1978)年』を策定し、史跡整備の推進を図ってきました。これら整備により現在見える本史跡の全体像が整えられています。

本史跡の復元整備は、回廊及び前面築地に始まり、脇殿、後殿築地、南門、中門、内庭整備、北門、政庁建物跡が行われています。政庁跡の建物は大きく3期に分かれますが、天慶4(941)年ふじわらのすみどもの藤原純友の乱による焼失後に再建されたⅢ期の遺構が、復元整備の根拠に採用されています。

I期遺構は上層のⅡ・Ⅲ期が良好に残っている場合は確認できません。また、Ⅱ・Ⅲ期の遺構が確認できる場所では、Ⅲ期の遺構、特に礎石はⅡ期の遺構の礎石を抜きとって使っているためか、Ⅱ期の礎石は確認できない場合が多いと言えます。またⅢ期の遺構の下にⅠ・Ⅱ期の遺構が残っているため、整備にあたっては原則Ⅲ期の遺構を表しています。当時は、確認された遺構を、原則、平面復元するものでした。

また、県は昭和47(1972)年度から、史跡の復元整備と並行して単独事業として公衆トイレ、四阿、焼炉、くず入れ、ベンチ、遊歩道、水飲み場等の整備、解説サインの設置等も行っています。

#### 3) 太宰府市による整備

昭和58(1983)年度以降は、市が中心となって、県が整備した便益施設等の改修や新たな追加設置、住民の生活に必要な生活インフラの整備、災害復旧、そして月山東官衙跡の西側の復元整備等に取り組んでいます。

昭和54(1979)年に政庁跡の南東部、月山丘陵の南側にあたる場所に、政庁跡遺構保存覆屋建築工事を開始して、昭和55(1980)年に、同施設は大宰府展示館として開館し、以後、本史跡周辺での情報発信や管理の拠点となりました。

昭和59(1984)年～平成17(2005)年にかけては、万葉歌碑の設置に取り組み、令和元(2018)年には改元を記念した令和ゆかりの地を表す石碑の設置も行っています。

平成7(1995)年度には、歴史の散歩道事業によって市道の整備と四阿の建て替えを行っています。

平成12(2000)年には、市議会で政庁跡脇殿のFRP(繊維強化プラスチック)製復元礎石について割れたり変形しており、危険であるという指摘があったため、平成14(2002)年に花崗岩製の

復元礎石へ入れ替える整備工事を行いました。平成25（2013）年には、解説サインの盤面が劣化して読めなくなったものについて、改修を行っています。また、令和4（2022）年度には、日本遺産に認定されたことにより、解説サインやベンチを新たに設置しています。

令和3（2021）年度からは、史跡地内に植えられた梅の商業利用制限を緩和する令和の都だざいふ「梅」プロジェクトを実施しており、梅の木の積極的な植栽に取り組んでいます。令和5（2023）年には、集中豪雨の影響で月山東地区の斜面地で崩落が発生しましたが、災害復旧事業によって令和6（2024）年度に法面の補修を行っています。

大宰府関連史跡の整備事業にあたって、平成6（1994）年度から大宰府史跡整備指導委員会（事務局は福岡県）の指導・助言を受けています。また、客館地区については、平成28（2016）年3月に『大宰府跡客館地区整備基本構想』を策定し、整備の推進に取り組み、客館跡の第Ⅰ期の整備は完了しています。

## （2）現状

本史跡は、建物等の立体復元を原則行わず、平面復元を行っています。また、復元整備と並行して、便益施設等の整備も行っています。こうした復元整備や環境整備によって、本史跡は、市民に身近なオープンスペースとして親しまれる存在になっています。

### 1）復元整備の状況

復元整備が行われている範囲は、大きく4つに分けられます。

政庁跡については、昭和40～50年代に、県が復元（第Ⅰ期）を行っています。この時の整備により現在見える政庁跡の全体像が整えられています。

市は、平成に入って、復元箇所の一部改修等を行っています。また、客館跡の暫定的な平面復元を令和元（2019）年度に行っています。

#### ①政庁

政庁跡の建物遺構は大きく3期に分かれます。Ⅰ期遺構は上層のⅡ・Ⅲ期が良好に残っている場合は確認調査を行っていません。また、Ⅱ・Ⅲ期の遺構が確認できる場所では、Ⅲ期の遺構、特に礎石はⅡ期の遺構の礎石を抜きとって使っているためか、Ⅱ期の礎石は確認できない場合が多くなっています。またⅢ期の遺構の下にⅠ・Ⅱ期の遺構が残っていると考えています。以上を踏まえ、政庁跡の復元にあたっては、天慶4（941）年の藤原純友の乱による焼失後に再建されたⅢ期の遺構が、復元の根拠に採用されています。

正殿跡は、復元を行う以前より礎石が露出しており、大宰府廃絶後の姿をほぼそのまま残していました。明治期から大正期にかけて本史跡を顕彰するために建立された3基の石碑が残っており、古代大宰府の復元を志向するだけでなく、中世以降の歴史にも配慮した現状となっています。

南門、中門、脇殿、回廊、後殿、東楼と西楼は、往時の位置に礎石を配置する平面復元を行っています。なお、礎石は往時のものが残っているものについてはそれを使用し、それ以外については花崗岩製の復元礎石やコンクリート製の擬石を使用しています。脇殿は建物の範囲に塼を並べ、回廊の通路部分についてはアスファルトで舗装されています。

中門の前に位置する衛門舎及び政庁跡を囲う築地塀は植栽により表現する半立体復元を行っています。

そのほか、回廊に囲まれた内庭は、中央の砂利敷きの一部が復元されています。

## ②蔵司地区

「蔵司」とは、税として納められた特産品や布などを収納、管理する役所のことです。昭和8（1933）年に大型礎石建物跡が発見されて以降、本格的な調査が行われていませんでしたが、昭和45（1970）年から開始した平地部での発掘調査により、築地壁や高床倉庫の跡など建物群が発見されています。

平野部については柱位置を示す建物跡の平面復元と築地塀を植栽により半立体的な復元を行っていますが、平面復元については経年劣化などにより視認性が低くなっています。

## ③月山東地区

政庁跡の東側に隣接するこの地区にも役所機能が置かれていたと考えられており、これまでに9棟の掘立柱建物の跡が発見されています。これらの建物についてはコンクリート製の柱を立ち上げた半立体的な復元が行われているほか、建物位置に砂利敷を施した復元が行われています。

## ④客館跡

政庁跡から南へ1 kmほどに位置しています。大宰府にきた外国使節を安置する客館だったと推定され、平成 26（2014）年に史跡に追加指定されました。平成 28（2016）年に『大宰府跡客館地区整備基本構想』を策定し、同構想に基づく第1期の整備は令和2（2020）年4月に完了して

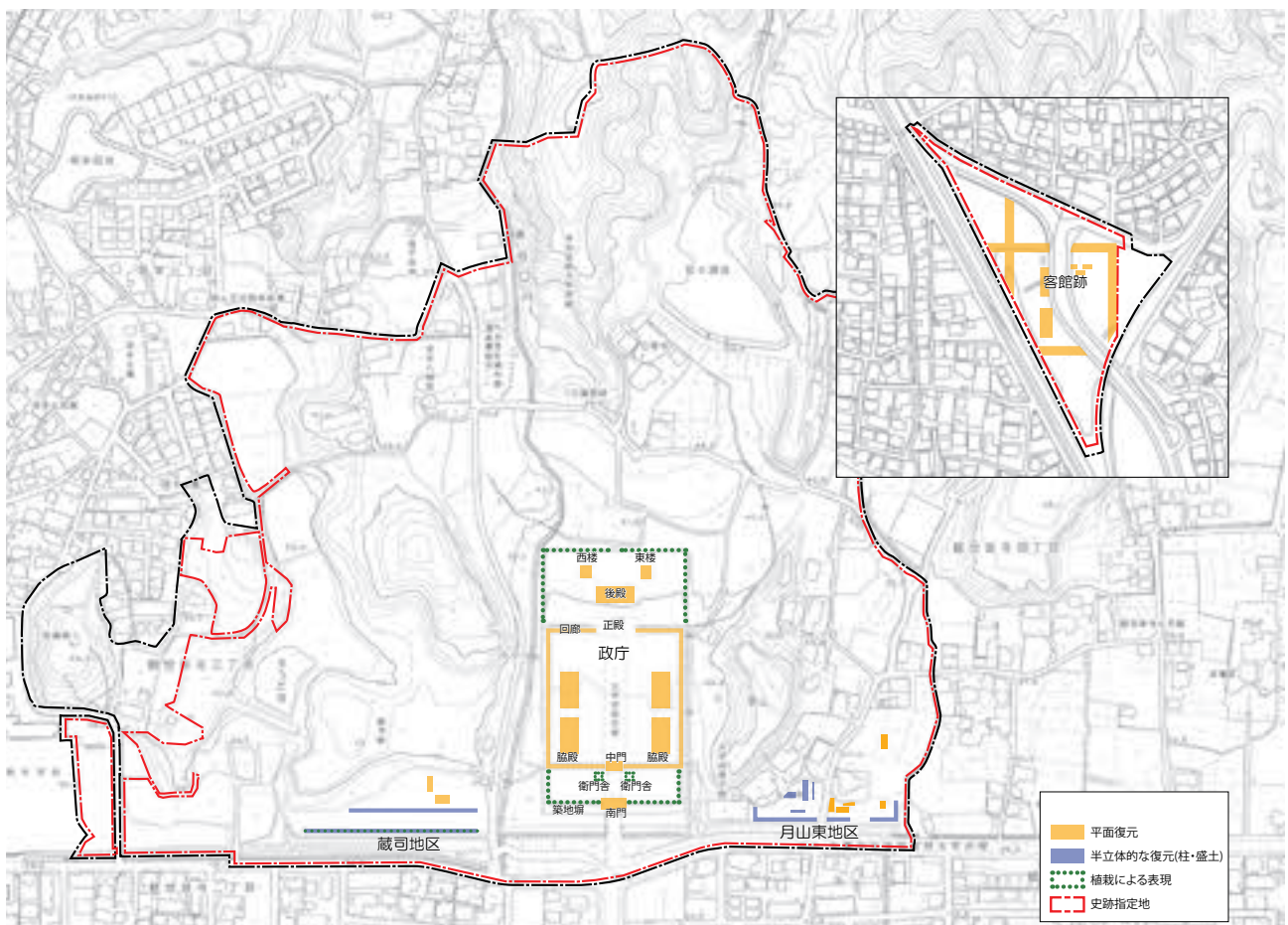


図2-34：主な復元整備の状況

います。客館地区では街路、主な建物の位置を平面表示しています。

## 2) 環境整備の状況

本史跡では、政庁跡周辺や歴史の散歩道沿道に四阿、トイレ等の便益施設が整備されています。

政庁地区で四阿4カ所、トイレ3カ所が整備されています。

多目的広場は3カ所あり、坂本と政庁跡南の多目的広場が来訪者を受け入れる導入拠点としての役割を担っています。

政庁跡の東側には遺構保存覆屋「大宰府展示館」が整備されています。この施設は、現在は解説拠点としての役割も担っています。このほか、万葉植物のハナショウブ園も整備され、多くの人々に親しまれています。

客館地区には客館跡史跡広場整備の一環として、史跡指定地外に展望所を備えた便益施設を整備しています。その壁面には客館跡に関する解説板を設置しています。

